

みまもりがじゅ丸サービス
利用規約

2020年3月31日版
株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ

第1条 (利用規約の適用)

- 株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ（以下、「当社」といいます。）は、みまもりがじゅ丸サービス利用規約（以下、「本サービス規約」といいます。）を定め、特定特化業界（IoT）サービス共通利用規約（以下、「共通規約」といいます。）および本サービス規約（以下併せて「利用規約」といいます。）に基づきみまもりがじゅ丸サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 本サービス規約で利用する用語は、特に定めのない限り、共通規約と同じとします。
 3. 契約者は利用規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。

第2条 (サービスの種別)

当社は、本サービスにて提供するサービスプランは、次のとおりとします。

- (1) 標準プラン（マルチタイプ）
- (2) 標準プラン（シングルタイプ）
- (3) シンプルプラン
- (4) API プラン
- (5) API 開発環境プラン

第3条 (サービスの提供条件)

- 本サービスを利用するには、当社が指定する活動量計データ計測機器（以下「活動量計データ計測機器」といいます。）および当社が指定する動作環境を満たす中継機器（以下「中継機器」といい、活動量計データ計測機器と併せて「端末機器」といいます。）が必要となります。
2. 本サービスの提供地域は日本国内とし、別途当社の定める本サービスに対応した電気通信サービスの提供を得られる地域または場所に限定するものとします。
 3. 本サービスに使用する活動量計データ計測機器は、当社が契約者に販売するものとし、当該販売に関しては、別途約定するものとします。
 4. 本サービスを利用するためには、当社が提供するアプリケーションやプログラムおよび関連文書など（以下「提供ソフトウェア」といいます。）が必要となります。提供ソフトウェアの利用許諾条件は、別途当社が定めるものとし、契約者は、利用許諾条件に従い、提供ソフトウェアを利用するものとします。
 5. 契約者は、本サービスで利用する中継機器、電気通信サービスを契約者の費用と責任で準備するものとします。
 6. 標準プラン（マルチタイプ）では、中継機器で利用する電気通信サービスとして、当社のモバイル接続サービスをモバイル接続サービス利用規約に基づき提供します。モバイル接続サービスの料金は、別紙料金表のとおりとします。

第4条 (契約の単位)

- 当社は、1つの本サービスの利用契約毎に、1つのテナント ID を払い出します。
2. 契約申込に対する承諾は、利用契約を締結した契約者に対してテナント ID を通知することにより行います。なお、テナント ID の利用開始日は、原則当社がテナント ID を契約者に通知した日とします。

第5条 (活動量計データ計測機器の登録)

1. 1つの利用契約の基本メニューとして別紙料金表に記載の個数の活動量計データ計測機器を登録できます。また、追加メニューとして、契約者の申し込みにより活動量計データ計測機器を追加登録することができるものとします。
2. 活動量計データ計測機器の利用開始には、当社が別途定める契約者による利用開始手続きが必要となります。活動量計データ計測機器の利用開始日は、利用開始手続きが完了した日とします。
3. 契約者は、活動量計データ計測機器の利用を終了する場合には、当社の定める方法により通知するものとします。当社は当該通知受領後速やかに活動量計データ計測機器の利用を終了する措置を行うものとします。
4. 本サービスの最低利用期間は、別紙料金表に定めるとおりとし、最低利用期間中は利用を終了できないものとします。

第6条 (契約の終了)

- 共通規約第 24 条に定める契約者からの利用契約を解除する旨の通知があった場合には、当社が当該通知を受領した日を含む月の翌月末日をもって利用契約は終了するものとします。
2. 本サービスの最低利用期間は、別紙料金表に定めるとおりとします。
 3. 前項に定める利用契約終了日が最低利用この期間内に該当する場合、または前条 4 項に定める最低利用期間に該当する場合には、最低利用当該期間の満了をもって利用契約は終了するものとします。

第7条 (端末機器の管理)

契約者は、本サービスの利用にあたっては、端末機器を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、本来の利用方法を守り、次に定める行為を行わないものとします。

(1) 端末機器の改造又は改変。

(2) 本来の利用方法以外の利用、または公序良俗に反する利用。

2. 前項違反の場合、契約者が本サービスを利用できないことによる損害及びその他の侵害について、当社は一切責任を負わないとともに、当社設備、システム、サービス及びその他当社財産等並びに第三者に損害を与えた場合にはその損害の一切を賠償するものとします。

第8条 (個人情報の管理)

契約者は、本サービスの利用にあたり、活動量計データ計測機器を装着した者（以下「利用者」といいます。）に関する次の各号に定める情報が取得されること、これらの情報が当社の設備に記録されることについて、利用者本人の承諾を得なければならないものとします。

(1) 利用者の登録情報（氏名、生年月日、メールアドレス、電話番号等）

(2) 利用者の活動量計データ計測機器で計測したデータ（脈拍数等）

2. 当社は、前項に定める情報を利用して匿名加工情報を作成することができるものとします。なお、これにより作成される場合の匿名加工情報に関する情報項目、加工情報、第三者開示等の情報は、当社ホームページにて公表するものとします。

第9条 (料金等)

本サービスの料金は、別紙料金表のとおりとします。

2. 本サービスにおける料金計算方法は、つぎのとおりとします。

(1) 課金基準開始日は、利用開始日の翌毎月1日とします。

(2) 課金基準日に登録中の活動量計データ計測機器を課金対象とします。

(3) 課金基準日における課金対象活動量計データ計測機器の個数（以下「課金個数」といいます。）が、基本メニューに含まれる個数以下の場合、基本メニューの月額費用が当該月の料金となります。

(4) 課金個数が基本メニューの個数を上回る場合には、超過した個数に追加メニューの月額費用を乗じた額と基本メニューの月額費用を加えた額が当該月の料金となります。

第10条 (技術的条件)

本サービスにおける基本的な技術事項は、別紙のサービス仕様のとおりとします。

2. 契約者は、前項に定める技術的条件を遵守するものとします。

第11条 (中継機器)

中継機器の設置、設定、運用、管理は、契約者の費用と責任において実施するものとし、当社の責任は、利用規約およびモバイル接続サービス利用規約に定めるものに限定されます。

2. 契約者は、自己の責任において中継機器のセキュリティリスク管理およびインターネット接続に関する設定を実施するものとします。

3. 中継機器の設置、設定、運用、管理その他中継機器が原因により発生したサービスの不具合に関し、当社は一切の責任を負わないものとします。またこれにより当社または第三者に損害が発生した場合は、契約者は当該損害を賠償するものとします。

以上

別紙

料金表

サービスプラン	構成部材	月額費用（税別）	最低利用期間
標準 (マルチタイプ)	基本メニュー (活動量計データ計測機器 10 個登録可)	20,000 円	3 ヶ月
	追加メニュー (活動量計データ計測機器 1 個あたり)	2,000 円	3 ヶ月
	みまもりがじゅ丸向け モバイル接続サービス	600 円	3 ヶ月
標準 (シングルタイプ)	基本メニュー (活動量計データ計測機器 10 個登録可)	20,000 円	3 ヶ月
	追加メニュー (活動量計データ計測機器 1 個あたり)	2,000 円	3 ヶ月
シンプル	基本メニュー (活動量計データ計測機器 10 個登録可)	20,000 円	3 ヶ月
	追加メニュー (活動量計データ計測機器 1 個あたり)	2,000 円	3 ヶ月
API	活動量計データ計測機器最低利用個数 30 個	別途見積もり	12 ヶ月
API 開発環境	活動量計データ計測機器 10 個登録可	20,000 円	-